

ID: 14

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	行政財産使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	行政財産の使用料の徴収に関する条例 第4条		
例 規 番 号	昭和39年条例第25号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第4条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 他の公共団体又は公共的団体において公用又は公共用に供するために使用する場合で、特に必要があると認めるとき。 (2) その他公益上特に必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日